

## 令和7年度 第1回日野市子ども・子育て支援会議

日時：令和7年6月25日（水）

場所：子ども包括支援センター

|     |     |          |          |            |          |          |          |        |          |         |         |                |                   |             |               |                     |                      |      |      |
|-----|-----|----------|----------|------------|----------|----------|----------|--------|----------|---------|---------|----------------|-------------------|-------------|---------------|---------------------|----------------------|------|------|
| 出席者 | 委 員 | 高橋(暁) 委員 | 高橋(遊) 委員 | 須崎委員       | 岡村委員     | 栗栖委員     | 藤浪委員     | 岡部委員   | 本村委員     | 平井委員    | 福田委員    | 遠藤委員           | 田中委員              | 水島委員        | 真崎委員          | 中井委員                | 小島委員                 | 萩原委員 | 中田委員 |
|     | 事務局 | 村田子ども部長  | 滝瀬子育て課長  | 佐々木子育て課副主幹 | 中里子育て課係長 | 篠野子育て課係長 | 室星子育て課主事 | 木暮保育課長 | 飯野保育課長補佐 | 堀口保育課係長 | 勝山保育課係長 | 藤井子ども家庭支援センター長 | 横堀子ども家庭支援センター課長補佐 | 高原発達・教育支援課長 | 吉沢発達・教育支援課長補佐 | 松田セーフティネットコールセンター課長 | 地下セーフティネットコールセンター副主幹 |      |      |
| 欠席者 |     | 倉本委員     | 小川委員     |            |          |          |          |        |          |         |         |                |                   |             |               |                     |                      |      |      |
| 傍聴者 |     | 2名       |          |            |          |          |          |        |          |         |         |                |                   |             |               |                     |                      |      |      |

### 事務局

ただいまより令和7年度第1回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。

今期最初の会議ですので、本会議の会長・副会長の選出までの進行を事務局が務めさせていただきます。本日の出席状況ですが、小川委員、倉本委員がご欠席、栗栖委員、須崎委員が遅れてこられるとの連絡をいただいています。現時点の出席者は16名、委員定数の過半数を超えていますので、日野市子ども・子育て支援会議条例第7条により会議が成立していることを報告します。

それでは、次第に従い、市長よりご挨拶をさせていただきます。

### 市長

市長の古賀壮志でございます。令和7年度第1回日野市子ども・子育て支援会議に、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。今期、委員となられた皆さまには、これから2年間、令和7年3月に策定しました「ひのっ子若者みらいプラン」の進捗状況の評価や、子ども・若者施策の推進にむけた幅広い議論をしていただくことになります。是非現場を知る皆様方のご意見を参考に日野市政を進めていきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

市のこども施策の総合計画であるこの「ひのっ子若者みらいプラン」では、「すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が自分らしく健やかに育ち、安心して子育てのできるまち」を基本理念に掲げております。その実現のための基本となるのが、ライフステージに応じた切れ目のない支援、健やかな成長のための良好な成育環境の確保といった取り組みであり、市はすべての市民、国や都、子ども・若者の支援に携わる様々な方々と連携、協働し、これらの施策を進めてまいりたいと考えております。

近年では、社会情勢の変化による子ども・子育て支援ニーズの多様化や子ども・若者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。ニーズに合った支援が全ての日野市の子どもや若者に届くようにこれから議論いただきたいと思っております。

委員の皆さまは、日頃から様々なお立場で子どもや若者に関わられておられます。そういった貴重な経験、見識から日野市の子どもたちの健やかな成長、若者の明るい未来、子育て家庭への支援に深い関心をお寄せいただき議論いただければありがたいと思っております。

これからの2年間、日野市の子ども・若者たちの健やかな成長と子育て支援に、皆さまのお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

#### 事務局

続いて、次第の2 委員紹介です。

着席のままで結構ですので、お名前とひとこと自己紹介をいただきたいと思います。名簿順に左側へお願いします。

<出席委員より自己紹介>

#### 事務局

ありがとうございました。市長は公務の都合上、ここで退席させていただきます。

それでは続いて次第の3、本日出席の事務局を紹介させていただきます。

<事務局より自己紹介>

#### 事務局

続いて、次第4 本会議の会長、副会長の選出を行います。日野市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項では、会長、副会長の選任は互選により定めることとなっていますので、立候補またはご推薦していただける方はいらっしゃいますか。

<推薦を受け、田中委員の会長就任を拍手により承認>

<岡村委員が立候補され、副会長就任を拍手により承認>

## 事務局

ではここで、本会議の公開について確認をさせていただきます。

日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条により、本会議及び会議資料については原則公開となります。また議事録作成のため議事を録音し、後日、委員の皆様を確認いただいた上で市ホームページで議事録を公開することをあらかじめご了承ください。なお、傍聴についてですが、本日は2名の方から会議傍聴の申し出があったことをご報告します。

では、以降の会議の進行については、会長をお願いします。

## 会長

それでは、次第にそって会議を進めていきます。なお、会議を進めるにあたり、できるだけ多くの皆様にご発言いただきたいと思いますので、それぞれのお立場からの視点だけにとられることなく、一市民としてのご発言でも結構ですので、活発に意見交換をお願いします。また、事務局からも説明がありましたが、この会議は原則公開となっており、傍聴や議事録も公開されます。そうしたことも踏まえ、委員の皆様におかれてはそれぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようご協力をお願いします。では、まずは本日の配布資料の確認を事務局からお願いします。

## 事務局

配布資料について説明させていただきます。

まず、本日の次第、続いて「資料1. 令和7年度支援会議委員名簿」「資料2. 支援会議事務局名簿」「資料3. 子ども・子育て支援会議の役割と今後のスケジュール」「資料4. 日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（教育・保育）」「資料5. 待機児童解消の状況等について」「資料6. 日野市子ども・子育て支援事業計画の推進状況（地域子ども・子育て支援事業）」「資料7. 上田（かみだ）せせらぎ保育園の幼保連携型認定こども園化について」「資料8. （仮称）第3期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定について」「資料9. 潜在保育士確保にむけて」です。加えて、「参考資料1. 子ども・子育て支援法 第72条 抜粋」「参考資料2. 日野市子ども・子育て支援会議条例」「参考資料3. 知って？日野市子ども条例リーフレット」の3点です。

## 会長

それでは、「次第5 会議の役割と今後のスケジュール」、「次第6. ひのっ子若者みらいプラン～第1期日野市こども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画～」の概要について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、次第の5「会議の役割と今後のスケジュール」について説明します。資料3をご覧ください。また、参考資料1、2をご参照ください。

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、条例により設置されているものです。支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務を処理するため、審議会等の機関を設置することが求められており、本市におきましては、平成25年9月に「日野市子ども・子育て支援会議条例」を制定し、本会議を設置しました。

本会議の役割としては、資料3の左上の表中に記載のとおり、法に定められた4つの事項について審議いただくこととなっています。審議にあたっては地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならないことから、幅広い分野の委員で構成する会議体として、20人の委員で構成しているところです。また、本会議の下に、特に専門的な事項を調査審議するため必要があるときは専門部会を設置することができると規定しています。

令和6年度をもって前子ども・子育て支援事業計画である「すくすくプラン」が最終年度を迎え、令和7年度からは新たな計画「ひのっ子若者みらいプラン」がスタートしました。この「ひのっ子若者みらいプラン」は令和5年度から2ヶ年をかけて、当時の委員の皆さまに協力いただき、策定したものです。令和11年度までの5カ年計画として、委員のみなさまにプランの進捗等について審議いただくこととなります。

今後のスケジュールですが、資料3の下表にあるとおり、今回を含め4回の開催、時間は午後6時半から8時半を予定しています。今回は初回ということで対面とさせていただきますが、次回以降はWebでの参加も選択できる形での開催とさせていただきます。会議の役割とスケジュールに関する説明は以上です。

続いて、次第6「ひのっ子若者みらいプラン～第1期日野市こども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画～」の概要についてご説明します。「ひのっ子若者みらいプラン～概要版」をご覧ください。

1 ページ目には計画策定の背景・趣旨及び計画の位置づけ、計画の期間を記載しています。国において令和5年(2023年)4月に子どもに関する様々な取組の基盤となるこども基本法が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定されました。本計画は国のこども大綱を勘案するとともに、こども基本法をはじめとする関係法制に基づいた子ども施策に係る計画を一体として策定しました。「すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が自分らしく健やかに育ち、安心して子育て課ができるまち」を基本理念とした子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画であるとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画など関連計画を包含する内容でして、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間と定めています。

2 ページ目には、市の現状として年齢別の就学前児童数の推移と就学児童数の推移を掲載しています。3 ページ目には施策の体系図を載せています。このような体系で、左から冒頭に申し上げた「基本理念」「基本目標」「方針」「施策」、4 ページ、5 ページ目で4つの「基本目標」に対するそれぞれの施策の展開を記載しています。

6 ページ、7 ページで「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を記載していますが、これは子ども・子育て支援法において計画に定めなければならないものとして挙げられており、(1)では、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育について、令和7年度から11年度までの量の見込みを算定し、それに対する確保方策を設けてあります。(2)では「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策」ということで、表にあるように、「利用者支援事業」や「時間外保育事業」などの、同じく令和7年度から11年度までの量の見込みを算定し、それに対する確保方策を設けてあります。

以上ご説明した内容を盛り込んだのが、「ひのっ子若者みらいプラン～第1期日野市子ども計画／第3期日野市子ども・子育て支援事業計画～」となります。

昨年度の委員のみなさまにお力添えをいただき、この計画書を完成させることができました。今年度は具体的な施策についてご紹介をし、進行管理を行っていくということが重要と考えています。各施策について、皆様からご意見をいただきながら、点検、評価を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

## 会 長

ただいまの説明についてご質問ご意見がなければ、次第7、審議事項に進みます。

審議事項1について、事務局から説明をお願いします。

## 事 務 局

審議事項1、日野市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度進捗状況(実績・評価等)及び令和7年度取組み ①教育・保育 ② 地域子ども・子育て支援事業 の説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。こちらは日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況のうち教育・保育となっています。表の上半分は確保方策で、この数値は前プランであるすくすくプランに記載されており、各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策であり、表の下半分は令和6年度までの実績を記載したものです。表の一番右、令和6年度の欄をご覧ください。表の記載としては、上から認定区分と児童数の推計、必要となる量の見込み、そして確保方策として計画上の数値、そしてその下に確保の実績を記載しています。令和6年度の実績は、いずれも確保方策として計画していた数量の範囲内でした。ただ、量は確保していますが、地域の偏りなどにより待機児童が発生しているものもあります。詳細は資料5をご覧ください。

資料5、保育園の待機児童解消の状況について説明します。待機児童解消の状況等についてということで、保育量の拡大については、「新！ひのっ子すくすくプラン」に基づき進めてきました。令和7年4月時点で、待機児童数は前年度比微増となっており、特定の地域で申込みが若干集中するなどの保育需要の偏りが生じています。(1)の待機児童数等の推移になります。令和元年度までの保育施設整備により、平成29年4月1日時点で252人の待機児童数は、令和6年4月1日には26人まで減少しました。しかしながら、令和7年4月1日では、0歳と1歳の人口増加に加えて、利用意向、申し込み率も高まったことなどから、前年度を上回る30人、前年度より4人増加の待機児童数となる見込みです。なお、年齢別では1歳が多く、地域では多摩平地域、日野地域で多くなっています。社会情勢の変化等にも十分注視し、今後の保育需要を見極めていく必要があります。

裏面をご覧ください。(2)今後の取り組みです。令和7年度の申込数の増加や令和7年9月から始まる、東京都の第一子無償化が始まることを考えると、当面の間、保育ニーズは増加傾向にあることを踏まえ、令和8年度以降の保育需給の分析を行ったところ、1歳児および2歳児において保育の需要数が供給数を上回る見込みとなったことから、引き続き待機児童対策を強化する必要があると考えています。令和8年度以降については、待機児童が生じている地域などで既存の保育園・幼稚園を有効活用したさらなる待機児童対策を検討しています。具体的には、令和8年4月に栄光豊田駅前保育園の移転に伴い、定員を拡大することを検討しています。また、私立幼稚園を幼保連携型認定こども園へと移行し、保育を必要とする1歳児からの受け入れを新たに開始することで、現在、令和9年4月の移行に向け、日野ふたば幼稚園と日野ひかり幼稚園と協議を進めています。

日野市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況のうち、資料4、資料5の教育・保育の説明は以上です。

## 事務局

資料6をご覧ください。日野市子ども・子育て支援事業計画の推進状況（地域子ども・子育て支援事業）は、前プランである、すすくプランに記載されていた、12の事業について、量の見込み及び実績について記載をしたものです。（3）の放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）についてご説明します。令和5年度の実績は、低学年・高学年合わせて2,287人となっています。令和6年度の欄をご覧ください。令和6年度実績は、低学年・高学年合わせて2,325人となっています。これは前年度の2,287人より38人増加しました。学童クラブの利用児童数は全体的には増加傾向であり、学校児童数に対する学童クラブ入所児童数の割合を「出現率」と呼んでいます。令和元年度の43.4%から令和6年度は51.2%に増加しています。施設整備や公共施設の転用などを行い、受入できる定員数を確保しているところです。

令和7年度については、令和6年度に実施した「さくら第一学童クラブの増築工事」などにより、受け入れ児童数を180人増やして運営をしております。一部の地域では、今後も申請児童数の増加が見込まれることから、学童クラブの施設整備や学校敷地内や余裕教室の活用、また公共施設の利活用を図り、環境整備を実施してまいります。

## 事務局

子ども家庭支援センターに関する事業について説明させていただきます。（1）利用者支援事業です。特定型はいわゆる保育コンシェルジュを指しており、子ども家庭支援センターに関するのは母子保健型になります。子ども家庭支援センターの母子保健係では、母子保健型として、保健師等の専門職がみらいくで相談及び支援を行っております。続いて

（5）子育て短期支援事業です。ショートステイは立川市の至誠学園と養育協力家庭1か所、トワイライトステイは地域子ども家庭支援センター多摩平で実施しています。ショートステイの利用は増加傾向、トワイライトステイは横ばいですが、登録状況に左右される状況です。続いて（6）乳児家庭全戸訪問です。保健師または助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問しています。今後の出生数に合わせて量の見込みを立てており、出生数とほぼ同数と実績となっています。続いて（7）養育家庭訪問事業です。支援を必要とする家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行います。家事支援へのニーズが安定してあることから当初の量の見込みより多いものの、実績としてはここ数年安定しています。続いて

（8）地域子育て支援拠点事業です。乳幼児親子の居場所である、いわゆる「子育てひろば」を指しています。少子化は進んでいますが、利用者数は安定しています。令和6年度にみらいく3階に子育てひろばが開設されたことにより、実績が増加しています。続いて

（9）一時預かり事業です。下段の「その他定期的な利用」が、地域子ども家庭支援センター多摩平と民間保育園にて園児以外のお子さんをお預かりする事業となります。利用実績はやや増加傾向でございます。保育園に入園する乳幼児が増えていますが、それ以外の家庭で保育ニーズがある場合にお預かりができる体制を維持していきます。続いて（11）ファミリー・サポート・センター事業です。預かり等の援助を希望する依頼会員と援助活動を行う提供会員の相互援助活動です。件数は近年横ばいですが、ニーズが多様化していますので、委託先と連携し応えられるよう努めて参ります。最後に（12）妊婦健康診査事業です。妊娠期の健診受診券を交付し、定期健診の確実な受診を促しております。受診対象者は妊婦の数に

なりますので、減少傾向ですが、延べ健診回数が増加しているのは令和6年度に公費で実施できる超音波検査の回数を1回から4回に増加したことによるものです。

#### 委 員

今後の取り組みの中で、令和7年9月から東京都の第一子無償化が始まると説明がありましたが、このことを考えると当面は増加傾向。それに対して待機児童の強化という流れになるかと思いますが、数字的なところが何か押さえられているかをお聞かせいただければと思います。

#### 事 務 局

東京都が9月から、0歳から2歳の第一子無償化を始めます。令和元年の時には0歳から2歳の非課税世帯と3歳から5歳の無償化をしましたが、令和5年の時には、0歳から2歳の第二子以降の無償化を行っています。その際に、国の調査によると、各自治体で保育のニーズが増えたという結果が出ています。今回の0歳から2歳の第一子無償化は、ニーズが多いということを踏まえると、具体的な数字は出てこないのですが、保育ニーズの掘り起こしというところは出てくるかと思います。そのため、先ほどありました0歳時から1歳児の人口増や働く保護者が増えてきたこと、今後の第一子無償化によると、保育ニーズの現状維持、もしくは少し増えるのではないかと分析しています。具体的な数字は出ないのですが、以上です。

#### 委 員

保育園の会議に出ていると、子どもの数が減っていて、他地域では閉園するという話も聞いているが、今の状況からすると東京都の制度も開始することから、保育園のニーズは高い状況が続くというように考えてよいのでしょうか。

#### 事 務 局

0歳から5歳の未就学人口につきましては、若干減少傾向にはあります。ここで、豊田地域や多摩平地域のマンションの関係で若干伸びたという分析はしています。そういったものが落ち着いた段階で、人口増は高止まりになるだろうと思いますが、その反面、保育園に預けるニーズが増えて、共働き世帯が増えていることと、第一子無償化によって極端に減ることは無いのかなと思っています。おそらく現状維持か微増といったところで、それを見越して新たな大きい保育園を一園作るというよりは、先ほど申しました通り、既存の保育園や幼稚園を活用することで待機児童が出ないように努めていきたいと考えています。

#### 委 員

東京都の第一子無償化は、全世帯なのか非課税世帯なのかを教えてください。

## 事務局

令和7年9月から開始する無償化につきましては、0歳から2歳の課税世帯の第一子無償化になります。すでに0歳から2歳の第二子以降と非課税世帯は無償化になっており、3歳以上も国で無償化になっております。ここで東京都が0歳から2歳の課税世帯の第一子が無償化をすることによって、全てが無償化になるような形になります。

## 委員

ありがとうございます。

資料6（5）子育て短期支援事業のトワイライトステイ事業、ショートステイ事業は具体的にどのようなものなのでしょうか。

## 事務局

トワイライトステイ事業は夜間の預かりでして、保護者の方の残業、介護や社会参加の必要があって、夜間に子どもを養育できない場合に、夕方6時から夜10時までの間お子さんをお預かりする事業です。親御さんの就労に伴うものもありますので、夜間のお預かりに関しまして、学童や保育園にお迎えに行って、そのまま施設で過ごしていただいて、お迎えに来ていただくというような形になります。夕食についても施設で提供をしています。

ショートステイ事業は宿泊を伴うお預かりになっていまして、保護者の方の入院や冠婚葬祭等でご自宅での養育ができない場合に、短期間のお預かりを至誠学園や養育協力家庭に委託をしていますので、そちらのいずれかでお預かりさせていただいています。

## 会長

他によろしいでしょうか。それでは、審議事項2について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

審議事項（2）上田せせらぎ保育園における認定こども園化について説明させていただきます。資料7をご覧ください。まず、この議題を子ども子育て支援会議の審議事項とする理由ですが、子ども・子育て支援法では、保育園の利用定員を定めようとするときは、市が設置する子ども子育て支援会議で審議することとなっています。この度、上田せせらぎ保育園を幼保連携型認定こども園とするにあたり、この利用定員が改めて設定されますので、皆様にご審議いただくものです。

0歳から5歳まで、親の就労を問わず多様な保育ニーズに対応可能となるインクルーシブな日野市初の幼保連携型認定こども園を令和8年4月から開設する予定です。

対象施設は上田せせらぎ保育園で、平成30年4月1日に認可され今年度で8年目の保育園です。幼保連携型認定こども園とは、幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ施設

になります。保護者の働き方に関わらず、同じ施設で継続して教育・保育を受けることができるのが特徴となります。認定こども園の制度が開始されたのは2006年ですので、20年以上の歴史があります。一般的に保育所は、保護者の就労等の事情により家庭で養育できない子を保育する施設。一方で、幼稚園は、満3歳以上の就学前の子に対し教育を行う施設として、その位置付けが区別されてきたところになります。

ただ、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していることなどの問題から、これまでの保育所と幼稚園の枠組みを超えた新たな仕組みが求められ、認定こども園制度が発足しました。特に、幼保連携型認定こども園は、保育所としての施設基準と併せて、幼稚園としての施設基準も満たす必要があります。

定員の設定です。まず、区分の1号、2号、3号の説明をさせていただきます。2号とは、3歳から5歳の保育の必要性がある方を2号認定と言っています。3号とは、0歳から2歳の保育の必要性がある方。主に保育園に入られている方です。1号とは、3歳から5歳の保育の必要性の無い方。一般的には幼稚園に利用されている方です。

この度、幼保連携型認定こども園となることで、1号枠、すなわち3歳児以降の教育枠の利用定員を合計9名新規設置します。3歳児3名、4歳児3名、5歳児3名の合計9名になります。0～5歳の保育の必要がある枠は変更はありません。この度の認定こども園化では、保育園の各部屋に余裕がありますので、保育園の在園児と同じスペースで教育枠のお子様も一緒に見ることになります。

幼保連携型認定こども園となることで新たに始める事業となるのが、令和8年4月から乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施です。0歳から2歳までの未就園児が通園可能となります。幼保連携型認定こども園化と併せると、0歳から卒園までの間、親の就労等に関わらず、継続して教育・保育を受けることが可能となる施設が市内で初めてできます。また、令和9年4月から医療的ケア児の受入実施の開始を予定しており、多様な保育需要に応えることができると考えています。上田せせらぎ保育園における認定こども園化についてのご説明は以上です。

#### 会 長

ありがとうございます。ご質問、ご意見はございますか。

#### 委 員

上田せせらぎ保育園は幼保連携型ということで、0歳児がいることで幼稚園の機能を持つ保育園という形で、職員状況は幼稚園教諭＋保育士がいらっしゃるということなのか、両方資格を持っている方がそれぞれ乳児に当たるのか、幼児に当たるのかという内訳や、新しい

こども誰でも通園制度に関しての職員状態がプラスアルファされているか懸念されたので、質問いたします。

#### 事務局

今回教育枠として3歳児、4歳児、5歳児が3名ずつ増えるところは、幼稚園教諭の配置を考えています。基準でもございます。また、誰でも通園制度についても、人数にもよりますが、一時預かり事業と同様の配置基準ということで、具体的な人数は今分らないのですが、配置基準が決まっていまして、そういった保育士を配置することにはなっています。

#### 委員

今、市で行っている幼稚園や保育園は今後、どのようになっていくのか、分かる範囲で教えてください。

#### 事務局

先ほど、待機児童のところでもお話させていただきましたが、まず民間の私立幼稚園は全部で10園ありまして、幼稚園型の認定こども園が2園、その他は幼稚園として8園です。一般的にはプレ保育ということで、2歳児から受け入れをしています。しかし、やはり1歳児の待機児童が多いというところで、先ほどお話したように、「日野ふたば幼稚園」と「日野ひかり幼稚園」を幼保連携型認定こども園にして、保育枠の1歳児以降を入れることを考えています。市の施策としては、待機児童対策と医療的ケア児の受け入れという大きな課題があります。幼保連携型認定こども園にすると市から運営費も発生しますので、市の課題でもある待機児童対策と医療的ケア児の受け入れを条件として、そういった働きかけをしていきたいと思っています。

また、私立幼稚園については、在園児がここ最近5年で500人くらい減ってきていますので、経営的にも支援的なものも必要になってくるのかなと思います。ただ、市として支援をするだけでなく、市の施策に合ったプランを考えて応援をしていきたいと思っています。保育園については園児数がだんだん減ってくるとは思いますが、将来的には公立保育園がまだ9園ありますので、公立保育園を統合したりする中で、段階的に調整をしていきたいと考えています。

#### 委員

ありがとうございます。ちなみに、公立幼稚園は今何園あるのですか。

#### 事務局

現時点では、公立幼稚園は3園ありまして、そのうち1園が令和7年度（令和8年3月31日）に閉園になる予定です。

## 会 長

では次第８．報告事項に移ります。本日は4件の報告がありますので、まず報告事項1について、事務局から報告をお願いします。

## 事 務 局

「（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定」についてご説明します。資料８．（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定について をご覧ください。

今回策定を進めています基本方針は、「全ての子どもが将来に夢や希望を持ち、自分らしく成長できること」を目的としています。子どもの貧困は、学力や様々な体験、あるいは健康状態の格差が将来の就労や所得格差につながり、世代を超えて連鎖しかねないという社会的な課題です。そのため、本市は全庁的に対策を推進していく必要があるため、本方針を策定しています。策定にあたっては、直近の子どもの生活実態や相対的貧困率、過去の基本方針に対する評価、さらに「ひのっ子若者みらいプラン」「こども基本法」や「こども大綱」、および関連する法律等を踏まえるとともに、子どもや若者の意見も広く反映して見直しを進めていきます。この基本方針の対象期間は令和９年度から１１年度までの３年間となっており、令和１２年度以降は、子育て課が策定します「ひのっ子若者みらいプラン～日野市こども計画・日野市子ども・子育て支援事業計画」と一体化していく予定です。

実態調査の概要ですが、本調査を令和７年９月頃に実施予定です。対象は、市内在住の小学５年生、中学２年生、１６～１７歳とその保護者の、あわせて約５,２００世帯を予定しています。日野市立の小中学校に在籍していない児童生徒や、不登校・病気療養中の子どもも対象に含み、より幅広い実態把握に努めます。調査内容については、「収入」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有等の欠如」といった切り口から、生活困難度を判定する指標を用いて、困窮層・周辺層・一般層に分けて実態を把握していきます。生活や学習の状況、経済状況、保護者の状況等、多角的な視点で子どもたちの生活を捉えていく予定です。さらに、子ども・若者の意見を広く集めるため、児童館でのインタビューや、地域共創プラットフォームの活用、子ども向けパブリックコメントの実施、そして子どもの貧困対策推進委員会への子ども・若者の参加など、多様な方法を組み合わせて、リアルとオンライン双方で声を収集することを想定し進めていきます。

資料裏面、見直しスケジュールですが、令和７年度と令和８年度にわたり、国や都、他自治体の動向も踏まえながら、実態調査の項目検討、庁内調査・子ども若者に対するヒアリング等の実施、素案作成、パブリックコメントの実施、最終案のとりまとめまで、段階的に進めていく予定です。委員会は年に４回開催する予定です。本日の午後、今年度第１回子どもの貧困対策推進委員会で実態調査案の協議を行ってところです。令和７年度からの変更点としては、各回の推進員会の前に庁内関係部署との調整の場として、「事前調整会議」を行うこととし、各課の意見も吸い上げすり合わせながら進めていきます。以上が、（仮称）第３期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針策定の主な内容と、今後のスケジュールとなります。

会 長

調査対象はかなりの数で、小学5年生、中学2年生と特定されていますが、理由があつての学年設定になっているのか、継続的にというところなのか、ご説明いただければと思います。

事 務 局

対象の学年ですが、国のモデル調査ですとか、東京都の方で同様の貧困対策に向けた調査をしています。また「第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」策定の事前の調査でも、同じく小学5年生、中学2年生、16～17歳というそれぞれの学年の実態を把握するということでこちらが対象になっています。

委 員

貧困のもののさし、定義を教えてください。

事 務 局

貧困は二種類ありまして、相対的貧困と絶対的貧困があります。絶対的貧困は、アフリカ等をイメージしていただくといいかもしれないのですが、食べる場所も住む場所も無いといった貧困です。ただ、日本においては絶対的貧困というのはあまりないかと思います。

相対的貧困は、子どもが享受できる、例えば学習環境や習い事、体験が他の子どもと比較して享受できない状態を相対的貧困と定めています。世帯年収のベースでいうと、800万がとても収入が多い家庭、400万を中間値として、その半分の200万以下の家庭を相対的貧困であるだろうという定め方をしています。毎年国の基礎調査の中での収入を把握して、その半分以下を相対的貧困と定めているところです。

委 員

中央値の約半分以下ということで、今回の調査で図るものは子どもにどれくらい豊かなものが行き届いているかではなく、子どもを育てている世帯の収入を調査するということでよろしいでしょうか。

事 務 局

調査が2種類ありまして、今私が説明したところは、実際にデータを踏まえて子どもの相対的貧困率を出していくのですが、そこは別の会社に委託して調査するものです。子どもと保護者の実態調査は、あくまでもお子さんが主観的に感じる自分の置かれている状況とか、保護者に対しての調査の項目の中では、悩んでいることを相談できる人がいるかとか、その方が置かれている実態と相対的貧困率の調査をあわせて、今の日野市内のご家庭の貧困の状況を把握して、それに合わせた施策を作っていくというものになります。

## 委 員

この調査で保護者が違う収入を書いた場合は、市役所の方で本当の収入を調べるのか、とりあえず書いてもらったことを使って調査していくのか。ちゃんと書かない人、恥ずかしいからという人もいるのかなと思ったのですが、対策を教えてくださいたいです。

## 事 務 局

調査の対象となる方は、個人を特定せずに、その学年の世帯のお子さんを抽出して、調査を配布して回答してもらうものになるので、例えば、Aさんが回答しました、Aさんの収入を調べて違うよねというところまでは調べないというところと、収入においては細かく把握されていないご家庭もあるかと思うので、例えば、100万～150万程度とか、150万～200万程度という形でおおよそそのご家庭の収入がわかっているならば回答できるような選択肢にしています。

## 委 員

子どもの貧困対策推進委員会に委員として今までも出席しておりまして、前回のアンケート調査の結果も見させていただいたのですが、私が一番心に残ったのは、数値的なものというよりはお一人お一人が書かれている言葉の重さというか、どういうところに今苦しさを感じているかとか、生きづらさを感じているか。それはお子さんから伝わってきますし、アンケート調査というと、すごく大まかなものが多いのですが、一人一人の声がしっかり聴けて良かったなという印象があります。次回からは、これからの日野市の方向性として、子どもの意見をどうやって反映していくかとか、そういう方向にもなっていくと思うので、一人一人の声が反映できるようなアンケート調査になるといいなと思っています。

## 会 長

ありがとうございました。では次に、報告事項2から4を続けて事務局から報告をお願いします。

## 事 務 局

報告事項2. 「保育人材確保のための連携協定の締結について」をご報告します。資料9をご覧ください。公民共創による保育の質向上、保育人材不足解消のための潜在保育士確保に向けて、という資料になります。本資料は、令和7年5月29日に日野市長が記者会見を行った際の資料と同内容になります。この度、日野市は、潜在保育士の雇用に向けて、実態調査と実証実験を開始することとし、エンパワー・サポート株式会社と連携協定を締結しましたのでご説明します。まず、日野市の現状の課題と、目指す姿について説明します。

日野市においては待機児童が一定数残っている中で、保育士不足による定員割れが懸念されています。また、不適切保育防止等の保育の質も重視される他、医療的ケア児等の多様な保育ニーズへの対応や、乳児等通園支援事業など保育所の多機能化が求められており、保育人材の確保はより一層必要不可欠なものとなっています。しかし、保育課が令和5年度に行った調査では、市内保育所の約4割は保育人材の確保を課題と捉えていることがわかりまし

た。また、東京都の保育士有効求人倍率は、令和7年1月時点で約4.8倍となっており、求人を出しても集まらない状況となっています。

一方、東京都が令和4年度に行った「東京都保育実体調査報告書」によると、都内の潜在保育士は4割と言われており、希望条件さえ合えば勤務する意思があることわかっています。そのため、潜在保育士を発掘していくことが保育人材確保の課題となっています。

日野市においても様々な保育人材確保施策を実施していますが、より一層の保育人材不足解消対策を実施し、日野市における保育の質の向上を図っていく必要がある、と考えています。そこで、日野市は、エンパワー・サポート株式会社と連携協定を締結し、民間企業のノウハウを活用しながら、潜在保育士の掘り起こしを行い、保育所での稼働に繋げる実態調査・実証実験を行うことで、日野市における保育人材不足解消を図っていくことを開始します。次のページをご覧ください。今回連携協定を締結する事業者「エンパワー・サポート株式会社」は、石川県金沢市に所在しています。保育士に特化した人材派遣を行うほか、保育士と保育園を繋げるマッチングサービス「ちょこっとほいく！」を提供し、1日単位や短時間の雇用機会の創出も行っています。その他、保育士の復帰・就労支援として保育士コミュニティの運営、勉強会の開催等、保育者が復帰しやすい環境づくりにも力を入れている会社です。協定名は、「日野市の保育の質向上に関する連携協定」になります。連携協定の経緯としては、株式会社ソーシャル・エックスが運営する官民共創プラットフォーム「逆プロポ」において、本事業者のプロジェクトに日野市が応募し、令和7年3月に採択を受け、準備を行ってきたものです。市としては、全国的な課題となっている保育士確保策について民間企業の知識やノウハウを活用することを狙いとしています。

次のページをご覧ください。事業内容の1つ目は「実態調査」です。市内の潜在保育士に対して、現在の状況や希望する勤務条件などに関するアンケート調査を行います。また、市内の潜在保育士を集め、復職や働きやすい環境などに関するワークショップを対面で行うことを考えています。2つ目は「実証実験」です。調査結果を踏まえ、同社のサービス「ちょこっとほいく！」を活用し、潜在保育士と保育所のマッチングを行っていきます。本サービスでは、1日単位での求人が出せるため、保育士にとっては復帰のハードルが下がり、雇用のミスマッチを防ぐことが期待できます。これにより、潜在保育士の発掘から、長期の雇用に繋げていくことを狙いとしています。最後に実施工程です。資料では、6月より告知、アンケート調査を開始としています。現在、チラシを作成中であり、7月から告知とアンケート調査を開始予定です。また、広報ひの8月号で特集号を組む予定で調整しています。その後、8月頃よりワークショップを行い、9月ごろから実証実験を行い、年内にいったん終了することを想定しています。チラシが完成次第、皆さまにもお知らせしますので、是非、身の回りに保育資格を持っている方がいましたら、お声がけいただけますと幸いです。説明は以上となります。

## 事務局

報告事項3. 「学童クラブの令和7年度受入れ状況と民営化の進捗状況について」ご報告します。まず、学童クラブの令和7年度の受け入れ状況についてです。令和7年4月1日時点の学童クラブ入所者は2,301人で、令和6年4月1日時点の2,325人と比較し、24人の減となりました。全体の出現率、学童クラブの利用者数は増えている傾向でして、令和6年度中に受け入れ枠の拡大の取り組みをいくつか実施しましたので、報告させていただきます。

まず、第一小学校の一小学童クラブにつきましては、仮園舎の賃貸借契約を令和6年度に結び、令和7年度から運用を開始し、定員を80名拡大しました。次に、第六小学校のさくら第一学童クラブの増築工事を令和6年度中に行いまして、定員を59名拡大しました。3つ目に、潤徳小学校の児童が通う、たかはた学童クラブについては、福祉支援センターに併設していきまして、スペースの拡充、既存の施設を活用させていただく中で、定員を41人拡大しました。これら3点の対応をさせていただくことで、180名の定員を拡大いたしました。

続きまして、民営化の進捗状況です。令和8年度より、ひのだい学童クラブ、東光寺小学童クラブ、南平小学童クラブに民間活力を導入を予定しており、令和7年度中に保護者説明及び公募による事業者選定を実施する予定です。こちらの実施により、各学童クラブにおいて午後7時までの延長育成や土曜日朝7時からの育成等が可能になることで、ニーズに対応していこうと考えています。

## 事務局

報告事項4「子ども条例の日及び啓発動画等の作成について」、報告させていただきます。まず、日野市子ども条例についてですが、日野市では、全ての子どもがかけがえのない存在としてその尊厳が守られ、自分らしく健やかに成長することができ、虐待やいじめ・差別等から守られ、子どもにとって1番良い結果をもたらすことができるまちづくりを行うべく、平成20年に「日野市子ども条例」を制定しました。委員の皆様には、日野市子ども条例ポケット版を参考資料としてお配りしていますのでご参照ください。条例では、子どもの4つの権利（子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利）を保障し、市と全ての市民、関係機関等がともに力を尽くしていくことを謳っています。

この子ども条例の趣旨を多くの方に理解していただけるよう、条例施行日である7月1日を「日野市子ども条例の日」として、市では例年子どもの権利についての啓発活動を行っています。令和7年度の取り組みでは、みらいく1階、市役所本庁舎1階、高幡不動にある七生支所でのパネル展示や、市内図書館3館において、「こどもの権利」をテーマにした本の特集コーナーを設置しています。また、6月28日の土曜日には「子どもの声を取り入れられる地域づくり」と題して、日本大学法学部教授で昨年まで日野市福祉オンブズパーソンを務めてくださった橋爪幸代先生による子ども条例推進講演会を開催します。「子ども条例の日」を通して、少しでも多くの方に子どもの権利について改めてお考えいただく機会としていただければと思っています。

次に啓発動画等の作成についてご報告します。お配りした参考資料3「知ってる？子ども条例」、三つ折りのリーフレットをご参照ください。子ども条例を通して、自分達には幸せになるための大切な権利があることを子ども達自身に知ってもらえるよう、放課後子ども教室のキャラクターのちを使った啓発用のアニメーション動画とリーフレットを作成しました。動画では子どもの権利の大切さを分かりやすい表現で伝えており、YouTubeでも公開しています。リーフレットを開いた左の頁下の二次元コードからご覧いただくことができますので、お時間のあるときにぜひご覧ください。これらの動画とリーフレットについては、

学校での活用を市内小中学校に依頼するとともに、子ども向けイベントでの啓発展示や、市職員の啓発研修等にも活用しています。以上、日野市こども条例の日及び啓発動画等の作成についてのご報告です。

#### 委 員

学童クラブの件で、つい最近マスコミで「小1の壁」、保育園から小1に上がった時の特に朝の時間帯と言っていたと思うのですが、小1になると保護者の方の出勤時間との兼ね合いで登校の支援が難しいという。いくつかの自治体が、早倒しの学童クラブ的な支援を始めているということを聞いた覚えがあるのですが、そういったことについて、情報提供ですか、検討が進んでいることがあればお聞きできればと思います。

#### 事 務 局

現在市内の小学校では登校時間が8時15分からとなっております、朝の時間の子どもの居場所は全国的な課題になっていることは承知しています。お金の問題だけではなく、こういった場所で受け入れていくのか、学童クラブ以外の場所も踏まえて、誰がどのような形でお子さんを受け入れていけるのかという担い手の課題や安全上の管理について、受け入れる側の課題がありますので、現時点では学童クラブやその他の部分において、委員がお話されたような「小1の壁」を対策する具体的なところは、現時点では無い状況になっています。

#### 事 務 局

地域の担い手の不足もありますので、民間や庁内も含めて協力しながら考えていくべきところと考えています。

#### 委 員

報告事項2の保育人材確保について、質問させてください。まず、潜在保育士の定義についてお伺いしたいのと、現状の課題と目指す姿のなかの3点目にある、都内の潜在保育士は4割と書いてあるのですが、何の4割なのか母数をお伺いできますでしょうか。

#### 事 務 局

説明が不足しており申し訳ございません。潜在保育士とは、保育士資格を持ちながら保育士として働いていない方を指しています。潜在保育士の4割は何の4割かというところですが、東京都で把握している保育士の有資格者のうち、4割が保育士資格を持ちながら働いていない方、残りの6割は今も保育士として働いている方ということで、4割と説明させていただきました。

#### 委 員

報告事項3の学童クラブで一小、六小、潤徳で増設したとお話がありましたが、これ以降、令和7年度で行う場所、手を付けている場所やそういう計画がありましたらお聞きたいです。

**事務局**

先ほど申し上げましたように、令和6年度に3施設の拡大の対応を行いました。現時点で拡大が必要なところは想定をしていないのですが、今後の児童数の推移などは注視しながら、来年、再来年という近いところを見ながら、必要があれば対応をしていきますが、現時点では予定はしていません。

**委員**

特に豊田小などは人が増えているのかなと思うのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

**事務局**

委員がおっしゃられましたように、豊田小は児童の数がかなり多くなっているところなのですが、すでに学童クラブを新たに作ったところでして、児童に対して定員の中で受け入れができていない状況で、定数をひっ迫しているところではないので、今のところは大丈夫と想定をしています。

**委員**

先ほどの3つの民間クラブが増え、夜7時までのお預かりということですが、私立の保育園は8時までお預かりする場合に少し捕食が出るという話なのですが、学童クラブの今後の予定をお聞かせください。

**事務局**

学童クラブについては、通常、学校終了後におやつの提供は行っています。夜7時までいる方にさらに食事を提供することは、現時点では行っていない状況です。

**会長**

それでは、次第9.その他 になります。本日の審議事項、報告事項に対して、追加のご質問がありましたらお願いいたします。なければ以上で本日の議題はすべて終了しました。最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いします。

**事務局**

次回第2回会議の日程についてご案内します。8月25日（月曜）午後6時30分より、本日よりと同じこのみらいく多目的室にて開催とさせていただきます。後日改めて開催通知をお送りしますので、よろしくお願いします。

会 長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。

閉 会